

物 品 売 買 契 約 書 (案)

- 1 契約物件名 令和8年度 ○○森林事務所燃料類単価契約
- 2 契約予定総金額 円. -
(うち消費税及び地方消費税額円. -)
- 3 燃料の種類及び契約単価並びに予定数量

種 類	予定数量 (リットル)	単価 (円) [消費税抜き]	備 考
レギュラー ガソリン	仕様書のとおり		
灯 油	仕様書のとおり		

- 4 契約期間 自 令和8年 4月 2日
至 令和9年 3月 31日
- 5 納入場所 仕様書のとおり
- 6 契約保証金 免除

物件の売買について、発注者 分任支出負担行為担当官 東信森林管理署長 と、
受注者 は、以下の契約条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者

住 所 長野県佐久市臼田 1822
氏 名 分任支出負担行為担当官
東信森林管理署長

受注者

住 所
氏 名

契 約 条 項

(総則)

第1条 この契約において、「発注者」には、発注者の指定する職員を含み、「受注者」には、主契約店のほか受注者の指定する取扱店、納品代理店を含むものとする。

(給油業務)

第2条 受注者は、約定物件について、発注者の指定する納入期限、納入場所に納入しなければならないものとする。

2 受注者は、発注者の業務に支障のないよう義務を履行するものとする。

3 発注者は業務遂行に支障があると認められる場合は、発注者及び受注者が協議のうえ取扱店等を変更することができる。

(検査等)

第3条 受注者は、発注者に対し物件納付の届出をした日から3日以内に受注者の立会いのうえ、発注者の検査を受けるものとする。

もし、受注者が立会わず不在のまま発注者において検査を行うことがあっても、受注者は異議を申し立てることはできないものとする。

2 前項の検査に合格したときをもって、約定物件の納入を完了したものとする。

3 第1項の検査に合格しなかった物件があるときは、受注者は契約期間内又は発注者の指定した期間内に代品と引換えて発注者の検査を受けるものとする。

ただし、指定した期間は契約の納付期限を延長したものとする。

第4条 約定物件の所有権は、前条による発注者が検査の合格を認めたときをもって発注者に移転するものとする。

(納期の延長措置)

第5条 天災その他不可抗力により、期限内に約定物件を納付し難いときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して発注者に納付期限の延長を申し出ることができるものとする。

2 前項の申出について、発注者が正当と認めたときは納入期限を延長することができる。

第6条 受注者は、やむを得ない理由により納付期限内に物件の納入ができない場合においては、その理由を付して、発注者に速やかに納付期限の

延長を申出することができるものとする。

- 2 前項の申出について、発注者が正当と認めたときは納入期限を延長することができる。

第7条 受注者は、第3条により納付期限の延長を認められたときは、延滞違約金として遅延日数1日につき発注者の計算した金額に対し年3.0%の割合をもって算出した金額を納付するものとする。ただし、違約金の計算にあたっては、既に納入し、発注者の検査に合格した部分に対する金額を上記の金額から控除することができる。

(物件の引渡・所有権等)

第8条 受注者は、約定物件を納付し引渡しを完了するまで、一切の保管の責に任じ、このときまでの危険負担及び物件納付に要する経費を負担するものとする。

第9条 約定物件の代金は、約定物件の単価に契約期間中、第4条による所有権が発注者に移転した約定物件の数量を乗じて得た額とする。

(支払)

第10条 第9条により確定した金額(以下「代金」という。)の支払いについて、受注者は契約期間経過後速やかに、発注者に適法な請求書を提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払い請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払うものとする。
- 3 発注者の責に帰すべき理由により前項の期限内に発注者が代金を受注者に支払わないとき、発注者はその期限の翌日から代金を発注者に支払った日までの遅延日数につき政府契約の支払い遅延防止等に関する法律で定められた割合で計算した額を遅延利息として受注者に支払うものとする。
- 4 発注者が第2項の期限までに支払いをしないことが天災、その他やむを得ない理由による場合は、その理由の継続する期間は約定期間に算入しないものとする。

第11条 受注者は、発注者に対し契約期間満了前に発注者に納入した約定物件数量について、月単位で代金の支払を請求することができるものとする。

第12条 発注者が第3条の時期までに検査をしないときは、その時期をしたときから検査をした日までの期間の日数は第10条第2項の支払期間の

日数から差引き、この遅延期間が支払期間を超える場合は、その超える日数に応じ同条第3項に準じ遅延利息を受注者に支払うものとする。

(権利義務及び譲渡)

第13条 受注者は、この契約に属する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継することはできないものとする。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第14条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 受注者において契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) この契約に関し、受注者が詐欺その他不正行為をなしたと発注者が認めたとき。
- (3) 受注者が天災その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。

2 前項に基づきこの契約を解除した場合は、違約金として発注者の計算した金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

第15条 この契約により、受注者が発注者に支払うべき債務があるときは代金と相殺できるものとする。

2 前項の場合において、発注者の収納すべき金額が相殺額を超過するときは、受注者は、その超過する金額を発注者の発する納入告知書により指定期限までに納入するものとする。

(契約変更)

第16条 法令の制定、改廃、改定又は予期することができない理由に基づく経済情勢の激変等により契約単価が著しく不相当であると認められるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、これを改定するものとする。

2 ただし、その月に改定した後は、その月から1ヶ月間は、変更協定はできないものとする。

(紛争の解決及び斡旋等)

第17条 この契約に関し紛争が生じたときは、発注者及び受注者が双方協議選定をした第三者に依頼しその調停によって解決するものとする。

(消費税等)

第18条 発注者は、この契約単価のほか消費税相当額を加算して支払うものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第 19 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規程による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規程による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項もしくは第 21 項の規程による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規程による刑）の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第 20 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、予定総額(支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額)の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の予定総額（支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額）の100分の10に相当する額のほか、予定総額（支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額）の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（特約事項）

第21条 特約条項については、別添のとおり。

（その他）

第22条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ、発注者及び受注者が双方協議して定めるものとする。

別添

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。